

証券コード 8181

2021年5月11日

株主各位

東京都台東区池之端1丁目4番1号

株式会社 東 天 紅

代表取締役社長 小 泉 和 久

## 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月26日午後6時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端1丁目4番1号  
東天紅上野店 3階 鳳凰の間
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 第65期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 資本準備金の額の減少の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.totenko.co.jp/>）に記載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力の程お願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費や企業活動が大幅に制限され、景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況が続きました。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、特に法人予約を中心にキャンセルや延期が相次ぎ、4月の政府による緊急事態宣言以降は、お客様並びに従業員への感染拡大を防ぐため、全店を休業いたしました。

5月中旬以降、地方店舗より順次営業を再開いたしました。年末からの感染再拡大に伴い、1月には緊急事態宣言が再発出され、休業や営業時間短縮を余儀なくされました。

お客様並びに従業員の安全・安心を確保するための新型コロナウイルス感染予防対策として、従業員を含めた検温等の健康チェックにより、37℃以上の発熱など新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合、また、同居の家族の職場や学校で感染者が発生した場合、並びに感染者との濃厚接触の可能性がある場合、ただちに自宅待機とし、その後の経過により、PCR検査、抗原検査、抗体検査を受検できる体制を整備いたしました。各検査で陰性が確認され、かつ、異常が無くなってから14日間を経過観察期間と設定し、出社の判断を行うなど社内感染防止に努めております。

従業員は、マスクの着用、こまめな手洗い、アルコール消毒を徹底し、店舗へ納品のある取引先にも検温をお願いするなど、お客様や従業員の安全・安心のために全力を傾注しております。さらに、什器備品・調理器具を含め、社内の設備・備品すべての消毒を徹底しております。

また、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践とその定着のため当社ガイドラインを策定し、お客様並びに従業員の安全・安心のため、客席の間隔の確保、料理のお取り分け、飛沫感染防止のための透明アクリル板等を設置いたしました。

これらの対策を実施すると共に、安全・安心なスペースをご提供することを、より多くのお客様にご案内することで、業績の回復に邁進してまいります。

新しい試みとして、テイクアウトやデリバリー、会議室ビジネスなど新たなビジネスの創造や政府主導の「Go To トラベル」や「Go To Eat」のキャンペーンへ積極的に参画するなど営業活動に全社一丸となって取り組んでまいりました。宴会等の自粛の代替案として、レストランやご宴会でご提供している東天紅の中国料理の美味しさをそのまま真空パック・冷凍し、ご家庭で解凍・湯せんしてお召し上がりいただける商品『おうちで東天紅』の販売を新たに開始いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で「大勢で集まり、お食事・会話を楽しむ」機会が減っている中、専門店の料理をホームパーティやご家族のお祝い事は勿論、企業の忘新年会・歓送迎会・打上げ代わりのお食事として、また結婚式にお招きできなかった大切なゲストへのお祝い返しの品など、あらゆるシチュエーションにご利用いただける商品となっております。

そして、コロナウイルス収束後の婚礼部門の早期回復を目指し、8月に上野店の婚礼ブランド「LUCIS (ルーキス)」のチャペル並びにバンケットをリニューアルオープンし、集客力の強化を図りました。

一方、管理面においては、人件費を中心とした経費全般のコントロールを厳しく行うと共に、各店舗においては営業日・営業時間の見直しを図り、店舗の特性に合わせた営業時間を設定すると共に、固定費の圧縮及び変動化、経費削減に取り組んでまいりました。

また、6月に「神戸三宮・センタープラザ店」、12月に大阪府中央区の「T's garden (ティーズガーデン)」、1月に「海燕亭上野店」をそれぞれ閉店いたしました。さらに、「CHIBA SKY WINDOWS 東天紅」は賃借面積を縮小し、子会社「株式会社LCL Partners」を清算するなど、経営の効率化を推し進めてまいりました。

しかしながら、当期の売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、前年同期比76.2%減の16億1,144万円、売上高の減少に伴い、営業損失は16億7,283万円（前年同期は営業損失5,216万円）、経常損失は14億1,173万円（前年同期は経常損失5,766万円）、当期純損失は19億3,812万円（前年同期は当期純損失2億3,834万円）となりました。

業態別売上高は次のとおりであります。

業 態 別	売 上 高	売 上 構 成 比	前年同期比
中 国 料 理	1,404百万円	87.2%	21.6%
日 本 料 理	18	1.1	16.9
そ の 他	188	11.7	116.5
合 計	1,611	100.0	23.8

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資総額は8,676万円で、その主なものは、次のとおりであります。

投資目的	所在地	内容
上野店の改装	東京都台東区	東天紅上野店6階、7階、8階。 2020年8月リニューアルオープン。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、短期借入金7億2,000万円及び長期借入金2億円を実行しております。この他に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大及びその長期化に備え、財務基盤のより一層の安定化を図ることを目的として、2020年6月に30億円の当座貸越契約を締結し、当該当座貸越契約に基づく実行により、6億5,000万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染の収束時期が見通せず、経済への長期的な影響が非常に懸念され、予断を許さない状況が続いております。

当社では、新型コロナウイルスの影響により、休業や時短営業を余儀なくされるなど大変厳しい状況のもと、固定費を含めたあらゆるコストの圧縮及び変動化をさらに進めると共に、アフターコロナを見据え、新たな集客策の確立を目指してまいります。

まず、申込時に予約が確定するインターネット即予約サイトの利用を促進すると共に、少人数向けレストランプランを幅広くご用意するなど、新たなお客様の獲得に取り組んでまいります。

また『おうちで東天紅』の商品内容を拡充し、EC事業の販路拡大を目指してまいります。さらに、宴会の代替としてご利用いただけるようセールス活動に注力してまいります。

そして、これまで以上に新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、お客様や従業員の安全・安心のために全力を傾注してまいります。

一方、2021年3月、オーナーの周辺地域開発計画に伴い、「高輪店」を閉鎖いたしました。

## (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	2017年度 第62期	2018年度 第63期	2019年度 第64期	2020年度 第65期(当期)
売 上 高(百万円)	6,823	6,954	6,777	1,611
当期純利益又は純損失(△)(百万円)	22	28	△238	△1,938
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	8.87	10.97	△92.80	△754.61
総 資 産(百万円)	12,529	12,606	12,714	12,180
純 資 産(百万円)	10,292	10,283	10,008	8,073

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容(2021年2月28日現在)

当社は中国料理を主体とする飲食店、結婚式場、宴会場等の経営及び食品の加工、販売の業務を営んでおります。

## (8) 主要な営業所(2021年2月28日現在)

- ① 本 社 東京都台東区池之端1丁目4番1号
- ② 営業所 店舗名及び所在地は次のとおりであります。

店 舗 名	所 在 地	店 舗 名	所 在 地
秋田キャッスルホテル店	秋 田 市	オペラシティ東天紅	東京都新宿区
J A C K 大 宮 店	さいたま市大宮区	横浜桜木町ワシントンホテル店	横 浜 市 中 区
CHIBA SKY WINDOWS 東 天 紅	千葉市中央区	名 古 屋 店	名古屋市中村区
第一ホテル両国店	東京都墨田区	K I T T E 名古屋店	名古屋市中村区
上 野 店	東京都台東区	大阪天満橋OMM店	大阪市中央区
高 輪 店	東京都港区	姫路・山陽百貨店東天紅	兵庫県姫路市
東京国際フォーラム店	東京都千代田区	LUCIS GARDEN 上野店	東京都台東区
深 川 店	東京都江東区	LUCIS GARDEN 恵比寿	東京都渋谷区

## (9) 従業員の状況(2021年2月28日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
274名	△15名	38.0歳	14.7年

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均66名おります。

(10) 主要な借入先 (2021年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,699百万円
朝 日 信 用 金 庫	400
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100
株 式 会 社 り そ な 銀 行	70

(11) その他企業の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、政府、自治体による「緊急事態宣言」の発出による店舗の営業休止及び営業時間の短縮等、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、当事業年度に売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社の当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、2020年6月に30億円の当座貸越枠を設定し、合計で当座貸越の未実行残高32億円やその後も継続した借入により、当面の資金を確保し、重要な資金繰りの懸念はありません。

従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、当該事象又は状況の解消のため、コスト圧縮等の対策を実行すると共に、テイクアウトやデリバリー、会議室ビジネスなど新たなビジネスの創造に取り組んでおります。

また、宴会等の自粛の代替案としてホームパーティーや大切な方への贈り物、企業の忘新年会・歓送迎会・打上げ代わりのお食事など新しい生活様式でもお届けできる商品として「おうちで東天紅」の販売を開始し、メニューの充実に取り組んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,572,871株 |
| (3) 株主数      | 3,977名     |
| (4) 大株主      |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 泉 グ ル ー プ 株 式 会 社	772千株	30.1%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	152	5.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	127	5.0
九 州 ア フ リ カ ・ ラ イ オ ン ・ サ フ ァ リ 株 式 会 社	63	2.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	60	2.4
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	58	2.3
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	51	2.0
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	46	1.8
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	39	1.5
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	39	1.5

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（4,508株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（2021年2月28日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 泉 和 久	代表取締役社長	小泉グループ株式会社、株式会社アプアプ赤礼堂、株式会社ジーエムシー、九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社、塩沢リネンサプライ株式会社、株式会社LCL Partners 代表取締役社長
藤 井 修 造	専務取締役	
松 本 恵 司	取締役（上野店営業部長）	
佐 藤 昇	取締役（管理部長）	
笠 原 重 厚	取締役相談役	
石 原 徹	取締役	小泉グループ株式会社 相談役
北 村 吉 男	取締役	
浅 沼 俊 之	常勤監査役	
渡 邊 宣 昭	監査役	公認会計士
徳 尾 野 信 成	監査役	税理士

- (注) 1. 当事業年度中における役員の異動  
2020年5月28日開催の第64回定時株主総会において、北村吉男氏は取締役に選任され、就任いたしました。  
2. 取締役石原徹氏及び北村吉男氏は、社外取締役であります。  
3. 監査役渡邊宣昭氏及び徳尾野信成氏は、社外監査役であります。

4. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は石原徹氏、北村吉男氏及び徳尾野信成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（7名） 47,523千円（うち社外2名 3,840千円）  
監査役（3名） 6,235千円（うち社外2名 2,400千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 石原 徹

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
石原徹氏は、小泉グループ株式会社の相談役であります。小泉グループ株式会社は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の30.1%を有する株主であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役石原徹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

② 取締役 北村 吉男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、就任後、当事業年度に開催した取締役会9回全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づいて、発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役北村吉男氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 監査役 渡邊 宣昭

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回全て、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。



ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役渡邊宣昭氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 監査役 徳尾野 信成

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回全て、監査役会12回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役徳尾野信成氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 27,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
27,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行の状況、及び報酬の見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社及び子会社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
  - ② 当社及び子会社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
  - ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ④ 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
  - ② 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
  - ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会（月1回）のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ③ 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
  - ④ 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
  - ⑤ 当社は、子会社においても、内部統制システムの構築及び運用に際しては、取締役の職務執行の効率性及び迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
- (5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を含むグループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ② 子会社の取締役を当社より派遣し、一体的な業務運営を図り、重要な情報を把握すると共に、当社監査役が業務執行を監査する。
  - ③ 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告するものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項  
監査役を補助する使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。
  - ② 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。
  - ③ 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

- ④ 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
  - ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
  - ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (8) 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。  
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部とし、その責任者を管理部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うと共に、従業員教育の徹底を図っております。
- 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**  
当社及び子会社は、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。  
また、監査役は、監査役監査の他、社内での重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>1,079,224</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,689,206</b>
現金及び預金	609,229	買掛金	14,276
売掛金	57,375	短期借入金	1,765,000
商品及び製品	4,847	1年内返済長期借入金	172,400
原材料及び貯蔵品	42,372	未払金	526,909
前払費用	47,111	未払法人税等	108,000
その他	318,588	前受金	41,531
貸倒引当金	△300	預り金	18,287
<b>固定資産</b>	<b>11,101,661</b>	賞与引当金	16,800
<b>有形固定資産</b>	<b>9,477,661</b>	関係会社事業損失引当金	26,000
建物	4,297,676	<b>固定負債</b>	<b>1,418,427</b>
構築物	35,773	長期借入金	607,150
機械装置	26,953	繰延税金負債	6,408
車両運搬具	3,901	再評価に係る繰延税金負債	129,796
工具器具備品	25,093	退職給付引当金	586,862
土地	4,982,303	長期未払金	67,544
リース資産	105,961	預り保証金	20,665
<b>無形固定資産</b>	<b>2,155</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,107,633</b>
ソフトウェア	1,291	(純資産の部)	
電話加入権	864	<b>株主資本</b>	<b>9,477,221</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,621,844</b>	資本金	2,572,092
投資有価証券	95,895	資本剰余金	6,561,688
長期前払費用	25,560	資本準備金	6,561,688
差入保証金	1,297,288	利益剰余金	353,507
その他	203,100	その他利益剰余金	353,507
<b>資産合計</b>	<b>12,180,885</b>	繰越利益剰余金	353,507
		<b>自己株式</b>	<b>△10,066</b>
		評価・換算差額等	△1,403,969
		その他有価証券評価差額金	14,534
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>△1,418,503</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>8,073,252</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,180,885</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2020年3月1日)  
(至 2021年2月28日)

科 目	金 額	
売 上 高		千円 1,611,443
売 上 原 価		1,040,469
売 上 総 利 益		570,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,243,806
営 業 損 失		1,672,831
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,569	
助 成 金 収 入	284,530	
そ の 他	6,177	295,277
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,862	
そ の 他	16,319	34,182
経 常 損 失		1,411,736
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	282,653	282,653
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	32,133	
減 損 損 失	16,573	
店 舗 閉 鎖 損 失	260,730	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	26,000	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	598,164	933,601
税 引 前 当 期 純 損 失		2,062,684
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,632	
法 人 税 等 調 整 額	△141,191	△124,559
当 期 純 損 失		1,938,125

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日)  
(至 2021年2月28日)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金計 合	そ の 他 利 益 剩 余 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金		
当期首 残高 (千円)	2,572,092	6,561,688	6,561,688	320,217	1,971,415	2,291,633	△9,976	11,415,437
事業年度中の変動額								
買換資産圧縮積立金の取崩額				△320,217	320,217	—		—
当期純損失(△)					△1,938,125	△1,938,125		△1,938,125
自己株式の取得							△90	△90
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計(千円)	—	—	—	△320,217	△1,617,907	△1,938,125	△90	△1,938,216
当期末 残高 (千円)	2,572,092	6,561,688	6,561,688	—	353,507	353,507	△10,066	9,477,221

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首 残高 (千円)	11,076	△1,418,503	△1,407,427	10,008,010
事業年度中の変動額				
買換資産圧縮積立金の取崩額				—
当期純損失(△)				△1,938,125
自己株式の取得				△90
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,458	—	3,458	3,458
事業年度中の変動額合計(千円)	3,458	—	3,458	△1,934,757
当期末 残高 (千円)	14,534	△1,418,503	△1,403,969	8,073,252

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

主な耐用年数 建物 8年～47年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

主な耐用年数 自社利用のソフトウェア

5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。



数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

子会社の財務状態が悪化しているため、債務超過見込額に基づき計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業自粛及び休業や営業時間短縮等により、足元の業績に売上高減少などの影響が生じております。今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、新型コロナウイルス感染症による影響は、翌事業年度以降も一定期間影響が続くものと仮定し、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,021,034千円
2. 担保に供している資産	
建物	2,783,805千円
構築物	25,915千円
土地	2,347,468千円
差入保証金	178,826千円
計	5,336,016千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,210,000千円
長期借入金	579,550千円
計	1,789,550千円

(注) 長期借入金は、1年内返済長期借入金を含めて表示しております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,154千円
--------	---------

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法とし、一部について第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

② 再評価を行った年月日

2001年2月28日

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

26,617千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。なお、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とし資産のグルーピングを行っております。

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	建物等	横浜市	6,770
事業用資産	建物等	大阪市	5,029
事業用資産	建物等	千葉市	2,374
事業用資産	建物等	千代田区	1,466
事業用資産	建物等	新宿区	933
合 計			16,573

事業用資産については収益性の低下が見込まれる店舗について、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

建物 7,757千円

機械装置 4,244千円

工具器具備品 4,571千円

計 16,573千円

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、その評価額は残存価額を基礎としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首の株式数(株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当 事 業 年 度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,572,871	—	—	2,572,871
合 計	2,572,871	—	—	2,572,871
自己株式				
普通株式	4,414	94	—	4,508
合 計	4,414	94	—	4,508

※ 自己株式94株の増加は単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額  
該当事項はありません。
  - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

#### 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。  
デリバティブ取引は利用しない方針であります。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクについては債権管理要領に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。  
投資有価証券である株式は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。  
差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。  
営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。  
借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の流動性リスクについては、各社からの報告に基づき財務担当が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。
  - (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足的説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。  
当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	609,229	609,229	—
(2) 売掛金	57,375	57,375	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	95,712	95,712	—
(4) 差入保証金	19,500	18,928	△571
資産計	781,817	781,246	△571
(5) 買掛金	14,276	14,276	—
(6) 未払金	526,909	526,909	—
(7) 短期借入金	1,765,000	1,765,000	—
(8) 長期借入金	779,550	782,117	2,567
負債計	3,085,736	3,088,303	2,567

※ 長期借入金は、1年内返済長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

差入保証金の時価については、返済予定額を現在価値に割引いて算定しております。

### 負 債

#### (5) 買掛金及び(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (8) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	182
② 差入保証金	1,277,788
合計	1,277,971

(注) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	609,229	—	—	—
売掛金	57,375	—	—	—
差入保証金	3,900	15,600	—	—
合計	670,505	15,600	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	172,400	172,400	147,250	87,500	28,800	171,200
合計	172,400	172,400	147,250	87,500	28,800	171,200

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	14,688千円
未払事業所税	5,148千円
賞与引当金	5,140千円
未払社会保険料	765千円
退職給付引当金	179,580千円
長期未払金（役員退職慰労引当金分）	20,668千円
税務上の繰越欠損金	713,678千円
減損損失	97,193千円
その他	20,075千円
<hr/>	
繰延税金資産小計	1,056,938千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△713,678千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△343,259千円
評価性引当額小計	△1,056,938千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,408千円
<hr/>	
繰延税金負債合計	6,408千円
<hr/>	
繰延税金負債の純額	6,408千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

(ア) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (千円)	事業の容 内又は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他関係会社	小グループ 泉台東区	東京都 台東区	200,000	各種経営 指導	(被所有) 直接 30.2 間接 2.5	事務所の賃借等 役員の兼任	事務所の賃 借	2,154	—	—

(イ) その他の関係会社の子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (千円)	事業の容 内又は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他関係会社の子会社	㈱アプ ア赤堂	東京都 台東区	400,000	繊維、食品 等の小売	—	店舗の賃借 兼 店員の兼任	店舗の賃借他 保証金の差入	25,998 —	— 差入保証金	— 70,000

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
店舗の賃借他については、近隣の取引実勢に基づいて契約により決定しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗等（土地を含む）を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は111,125千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高 (千円)	当事業年度増減額 (千円)	当事業年度末残高 (千円)	
3,667,485	△43,628	3,623,856	2,746,412

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価に土地再評価を行った金額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費（43,628千円）であります。
3. 事業年度末の時価は、一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

#### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,143.35円
1株当たり当期純損失金額（△）	△754.61円

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

株式会社 東 天 紅  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊 治 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙 男 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東天紅の2020年3月1日から2021年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性に関する我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

株式会社 東天紅 監査役会

常勤監査役 浅 沼 俊 之 ㊟

社外監査役 渡 邊 宣 昭 ㊟

社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策の遂行のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

### 1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額 6,561,688,120円のうち4,000,000,000円

(2) 増加するその他資本剰余金の額 4,000,000,000円

### 2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年7月2日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役7名のうち5名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	こいづみかずひさ 小泉和久 (1950年9月10日)	1977年3月 当社代表取締役社長 1977年5月 当社取締役会長 2001年8月 当社代表取締役会長兼社長 2004年6月 当社代表取締役社長就任 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 小泉グループ株式会社、株式会社アブアブ赤札堂、株式会社ジーエムシー、九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社、塩沢リネンサプライ株式会社、株式会社LCL Partners 代表取締役社長	30,159株
2	ふじいしゅうぞう 藤井修造 (1957年6月4日)	1980年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2002年4月 同行成城支店長 2009年4月 同行執行役員難波支店長 2011年6月 みずほインバスターズ証券株式会社取締役副社長 2013年1月 みずほ証券株式会社常務取締役兼常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2015年6月 シャープ株式会社常勤監査役 2018年5月 みずほ不動産調査サービス株式会社代表取締役社長 2019年5月 当社専務取締役就任 (現在に至る)	300株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	きとうのぼる 佐藤昇 (1962年11月18日)	1986年3月 当社入社 2012年5月 当社管理本部経理部長 2016年12月 当社管理部長 2017年6月 当社執行役員管理部長 2019年5月 当社取締役管理部長就任 (現在に至る)	1,000株
4	いしはらとおる 石原徹 (1946年4月4日)	1969年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1995年5月 同行シンガポール支店長 1998年6月 同行取締役シンガポール支店長兼本店審議役 1999年6月 大東証券株式会社常務取締役 2000年6月 同社専務取締役 2001年5月 小泉グループ株式会社常務取締役 2011年5月 当社取締役 2012年5月 小泉グループ株式会社取締役相談役 2015年5月 当社社外取締役就任(現在に至る) 2016年5月 小泉グループ株式会社相談役 (現在に至る)	1,500株

- (注) 1. 取締役候補者小泉和久氏は、
- ① 小泉グループ株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に土地賃貸等の取引関係があります。また、同社は当社の主要株主であります。
  - ② 株式会社アプアプ赤礼堂の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に建物賃借の取引関係があります。
  - ③ 株式会社ジューエムシーの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に清掃業務の取引関係があります。
  - ④ 塩沢リネンサプライ株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間にリネンサプライ業務の取引関係があります。
2. 取締役候補者石原徹氏は、
- ① 社外取締役候補者であります。
  - ② 長年におわたる企業経営の実績と金融や財務についての深い見識をお持ちであることから、取締役の職務の執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - ③ 小泉グループ株式会社の相談役を兼務し、当社は同社との間に土地賃貸等の取引関係があります。また、同社は当社の主要株主であります。当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
  - ④ 現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって6年となります。
  - ⑤ 当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  - ⑥ 当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身ですが、同氏が同行を退職されてからすでに10年以上が経過しております。そのため、独立性に問題はないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
澤口祐治 (1945年10月1日)	1968年4月 玉川機械金属株式会社(1986年8月三菱伸銅株式会社に社名変更、2020年4月三菱マテリアル株式会社に吸収合併) 入社	0株
	1995年4月 同社経理部長	
	2002年6月 同社取締役経営企画部長	
	2007年6月 同社常務取締役	
	2008年6月 同社常勤監査役	
	2010年6月 同社顧問	
	2011年6月 同社退任	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤口祐治氏は、補欠の監査役候補者であります。同氏は、経営者として、また主に経理部門における豊富な経験と実績により、高い見識と能力を有しており、社外監査役としての業務を十分全うできるものと考え、適任と判断いたします。
3. 澤口祐治氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 澤口祐治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内

東京都台東区池之端 1丁目 4番 1号

東天紅上野店 3階 鳳凰の間

電話 03 (3828) 5111(代)



J	R	上野駅しのばず口	徒歩13分
		御徒町駅北口	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅 1番出口	徒歩 3分
		銀座線・上野広小路駅A 3番出口	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅 A 3番出口	徒歩10分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。